

大使館便り

第217号 令和3年4月7日
在ポルトガル日本国大使館

1. 牛尾大使からのご挨拶

ポルトガルでは、新型コロナウイルス感染の状況（人口単位当たりの感染者数及び死者数）の改善（減少傾向）が継続しております。これを受けて、当国政府は本年1月中旬からの厳しい活動制限措置を段階的に緩和する計画を発表し、去る3月15日にその第一段階が、4月5日に第二段階が実施に移されました。レベロ・デ・ソウザ大統領及びコスタ首相は、こうした成果は国民の忍耐の賜物であると評価しつつも、同時に、決して状況を後戻りさせてはならないと累次にわたって注意を喚起し、感染防止にかかる措置の遵守、継続的な国民の協力を訴えております。段々と経済・社会活動が再開してゆき、また春の陽気に誘われて人の出入りが再び増えていきますと、確かに一般的な感染リスクは以前よりむしろ増加し得ます。当国指導者も戒めるとおり、我々も時には息抜きをしながらも決して油断はすることなく、これまでの慎重さは今後も暫く継続して参りましょう。

さて、いわゆるロックダウン中にありますので、先月も当館はオンラインでの活動を進めました。3月12日、国際交流基金マドリード日本文化センター、当館及びリスボン大学の共催事業として、簗原俊洋・神戸大学大学院法学研究科教授によるウェブセミナーを開催しました。前半では、国際法及び外交関係を専門とする簗原教授が講演し、米国、中国、EUとの関係を視野に入れた国際的な日本の役割や、日本と同じく海洋国家であり、アジアに多くの歴史的遺産を残す現EU議長国・ポルトガルの日本にとっての重要性等、様々なテーマを取り上げました。後半では、マウリシオ在京ポルトガル大使館一等書記官及びトメ・リスボン大学国際関係学部長のパネリストを加えて円卓ディスカッションが行われ、一般視聴者の参加も交え、日本を巡る国際情勢についての活発な議論が交わされました。後日、ディアリオ・デ・ノティーシアス紙が簗原教授のインタビュー記事を掲載するなど、議論を当国一般にも喚起できたイベントであったと振り返ります。本件オンラインセミナーの全容（英語）は次のサイトでご覧になれますので、お時間のある際に覗いて頂ければ幸いです。<https://www.youtube.com/watch?v=bkj3zQCSrBs>

2. 政治・経済関係

(1) モンテージョ新国際空港建設に関する事前評価の却下

3月2日、リスボン・ウンベルト・デルガード国際空港の離発着便数の逼迫に伴い検討されていた新空港の整備に関し、民間航空当局（ANAC）は、国内空港運営会社ANA社によるモンテージョ新国際空港建設計画に関する実現可能性事前評価申請を却下しました。同空港の建設にはセイヤル市及びモイタ市が反対を表明しており、ANACは、ANA社による同申請が、民間空港整備に関する法令内に規定されている、空港整備によって直接及び潜在的影響を受ける

可能性がある全自治体による賛同を満たしていないと判断しました。同判断を受け、政府は、A N A Cによる判断を尊重するとしつつも、国益に関わる決定が一地方自治体の意向に左右される現行のインフラ法令自体には問題があるとして、同申請の妨げとなっている地方自治体の同意を要件から除いた改正法案を共和国議会議に提出しました。また、代替案として、アルコシェテ射撃訓練場を利用した新空港建設案も今後の選択肢の中に含めました。

(2) レベロ・デ・ソウザ大統領二期目の就任式を実施

3月9日、共和国議会議で、レベロ・デ・ソウザ大統領の二期目の就任式が執り行われました。レベロ・デ・ソウザ大統領は就任演説で「ポルトガルという国そのものが、私がこれから担う厳粛たる責務を引き受ける理由そのものである。国とは何よりも人であり、多様で、一人一人が異なり、かけがえの無い存在である。我々は最も深刻な問題であるパンデミックと戦うため、これからも民主主義を貫き通す。我々は抑圧ではなく自由を、独裁ではなく対話を、検閲ではなく多元主義を選ぶ。共和国の倫理である民主主義の推進、組織の収束、政府に対する明確な代替案、安定、正義、革新等が今後5年間の大統領としての最優先事項である。私は5年前と変わらない。私はポルトガルという存在に対する誇りとポルトガル人であることの誇りをもって再選した。我々は多くの悲しみ、犠牲、孤独を感じたが、今後の5年間で悲しみよりも希望を持つ理由となることを望む。」と二期目に対する意欲を述べました。

(3) 段階的制限緩和措置計画の発表及び緊急事態宣言の延長

3月11日、政府は1月15日から続いていた厳しい制限措置に関し、3月15日からの段階的緩和措置計画を発表しました。本計画は過去14日間の人口10万人当たり新規感染症例数及び実行再生産数に基づき進捗が判断されます。去る4月5日にはその第二段階となる緩和が実施に移されました。一方で、昨年から続く「非常事態宣言」に関しては、3月25日に同宣言を4月15日まで延長する大統領令が議会議で可決され、同日、同大統領令が公布されました。レベロ・デ・ソウザ大統領は、3月25日の会見で「活動制限の緩和は皆が望むところであるが、成功裏に進めるには感染検査、経路探知、更なるワクチンの迅速な接種が必要である。また、感染を押さえ込むため、各人が公衆衛生上のルールを遵守することが必要である。この努力により、自由を合法的に制限する非常事態からも抜け出せよう。特にこの数週間の過ごし方が、次の数か月・数年の我々の生活の安泰に繋がる。」と国民に引き続きの予防及び警戒を呼び掛けました。

(4) 1月貿易量統計の発表

3月12日、国立統計院（I N E）は1月の貿易量変化に関する数値を発表しました。1月は輸出が前年同月比-9.8%、輸入が前年同月比-17.2%となりました。輸入では航空機を始めとする輸送機器が26.4%、燃料及び化学品製が46.1%それぞれ減少し、輸出では輸送機器が10.9%、燃料及び化学製品が39.3%減少しました。燃料及び化学製品を除く貿易取引量は、輸入が12.6%、輸出が7.3%それぞれ減少し、全体的に貿易量が減少しました。貿易赤字は感染症拡大による貿易量の減少に伴い、前年同月比6億3,000万ユーロ減の8億3,400万ユーロとなりました。

(5) コスタ首相、モディ印首相と電話会談

16日、アントニオ・コスタ首相は、インドのモディ首相と電話会談を行いました。両首脳は5月に開催予定のEU・インド首脳会談及び新型コロナウイルス感染症のワクチン接種における協力について意見交換をしました。コスタ首相は「モディ印首相と非常に前向きな会話をを行った。我々は真摯に5月8日ポルト市で開催予定のEU・インド首脳会談に向けた準備を行っている。我々は世界最大の2つの民主的大空間の戦略的対話を強化し、貿易・投資の再開、デジタル化、接続性、保健、気候変動対策等の主要分野におけるEU・インドの協力を深化させたいと考えている。また、我々は新型コロナウイルス感染症のワクチンについても議論した。EU及びインドは双方共に、有益な協力強化に関心を有している。グローバルな免疫体制を構築するためには、国と大陸間の連帯が必要である。全ての者が安全を確保するまではどの国も安全ではない。」と会談の内容を述べました。

(6) インテルキャンパス社の世論調査－3月

3月17日、ジョルナル・デ・ネゴシオス紙は、インテルキャンパス社が実施した世論調査結果を発表しました。新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、与党・社会党（PS）の支持率は37.6%（前月比増減無し）を維持し、最大野党・社会民主党（PSD）の支持率は23.6%（同0.9ポイント減）と先月から減少しました。PSとPSDの支持率の差は14ポイント（前月比1.1ポイント増）に増加しました。その他主要政党では、左翼連合（BE）とシェーガ党（CH）の支持率が増加し、リベラル主導党（IL）、統一民主連合（CDU）及び民衆党（CDS）の支持率が減少しました。同社による最近の政党別支持率は以下のとおりです。

（政党別支持率推移）

政党	10月	11月	12月	1月	2月	3月
社会党（PS）	37.5	37.1	38.0	38.0	37.6	37.6
社会民主（PSD）	24.8	24.2	23.6	24.1	24.7	23.6
シェーガ党（CH）	7.7	7.3	7.7	9.1	7.3	9.0
左翼連合（BE）	11.0	7.7	7.3	9.1	8.2	8.3
統一民主連合（CDU※）	4.3	4.9	5.4	5.7	5.8	5.5
リベラル主導党（IL）	2.4	3.3	4.5	3.8	5.6	5.3
人と動物と自然の党（PAN）	4.1	5.3	3.4	3.6	3.1	2.5
民衆党（CDS）	4.1	4.1	3.2	2.3	2.7	2.3
自由党（Livre）	0.4	1.8	0.9	0.2	0.7	0.7

※ポルトガル共産党（PCP）・緑の党（PEV）

3. 広報・文化関係 (イベント)

(1) 田中紅子監督による“リスボン音頭”

現在、パンデミックの影響により実地の文化交流が難しい状況にあるなか、リスボン在住のアーティスト田中紅子氏の監督により、篠笛のメロディーと和太鼓のリズムに乗せて一連のリスボン風物を綴った“リスボン音頭”が完成しました。

あらためてリスボンの素晴らしい街並みを思い起こし、やがて私たちの気持ちをこの音頭にのせて、再び踊り喜びを分かち合えるようにとの思いを込めて作られました。歌詞中のフレーズは、SNS上で「リスボンの思い出」として募集したものをもとにしています。

なお、本事業は、当館支援による在外公館文化事業（共催事業）として実施したもので、より多くの皆様にご視聴いただければ幸いです。

- ・ “リスボン音頭” URL : <https://www.youtube.com/watch?v=mHJs7WEYypI>
- ・ 監督/作詞/映像 : 田中紅子
- ・ 作詞アドバイザー : 藤原陽子
- ・ 作曲 : 朋郎 (太鼓・内藤哲郎 / 篠笛・武田朋子)
- ・ ポルトガルギター : Múcio Sá
- ・ 唄い手 : 菅 知子
- ・ 写真提供 : José Manuel Costa ジョゼ・マニユエル・コシュタ

(2) 日本ポルトガル修好通商条約160周年記念：日本をめぐる国際関係をテーマとした特別オンラインセミナーの開催（報告）

2021年3月12日（当国時間11:00-12:30）、国際交流基金マドリッド日本文化センター、在ポルトガル日本国大使館、リスボン大学の共催事業として、箕原俊洋・神戸大学大学院法学研究科教授によるウェブセミナーが開催されました。

日本ポルトガル修好160周年（2020年）記念として開催された本イベントでは、前半に、国際法及び外交関係を専門とする箕原教授の講演が行われ、米国、中国、EUとの関係を視野に入れた国際的な日本の役割や、日本と同じく海洋国家であり、アジアに多くの歴史的遺産を残す現EU議長国・ポルトガルの日本にとっての重要性等、様々なテーマが取り上げられました。

箕原教授の講演を受け、後半は、ティアゴ・マウリシオ在京ポルトガル大使館一等書記官、及びルイス・トメ氏（リスボン大学国際関係学部長）のパネリストを加えて円卓ディスカッションが行われ、オンラインによる一般の約50名の視聴者も交え、それぞれの立場から日本を巡る国際情勢についての活発な議論が交わされました。

本件オンラインセミナーの全容は次のサイトでご覧になれます。

<https://www.youtube.com/watch?v=bkj3zQCSrBs>

(お知らせ)

(1) 第14回ポルトガル日本語教師会 オンライン勉強会

ポルトガル日本語教師会では、月に一回(原則第2金曜日)、日本語教育に携わる人向けの勉強会を行っております。『日本語教師のためのCEFR』を読み進め、質問・コメントを出しながら、勉強しています(CEFRとはCommon European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessmentの略で、言語教育に関わるすべての人が言語学習・言語教育などに関して参照するためのガイドライン)。

ご興味のある方は是非、ご参加ください。「聞くだけ」の参加も大歓迎です。詳細はポスターをご覧ください。

－お問い合わせ: apjjjapones@gmail.com
(APJPポルトガル日本語教師会)

第15回ポルトガル日本語教師会オンライン勉強会

第3章

CEFRが目指す言語教育

2021.4.12 Abril 10:30-11:30
ポルトガル日本語教師会Zoomアカウント

今勉強会で読んでいるところ

今月は第3章CEFRが目指す言語教育(47ページ)

「Q.21 CEFRと自律学習・生涯教育はどうつながりますか?」からです。

事前の予習は不要で、その場で当日のテキストを音読するところから始まります。もちろん予習して下さっても構いません。下記の本を各自ご準備下さい。本の入手が間に合わない場合には、どうぞご相談ください。毎回参加者が交代で司会をします。「聞くだけ」の参加も歓迎です。興味のある回だけ参加することも可能です。

今勉強会で読んでいる本

くろしお出版「日本語教師のためのCEFR」

奥村 三菜子(編集), 櫻井直子(編集), 鈴木裕子(編集)
単行本(ソフトカバー): 200ページ
出版社: くろしお出版(2016/6/3)
言語: 日本語
ISBN-10: 4874247016
ISBN-13: 978-4874247013

お問い合わせ: ポルトガル日本語教師会 apjjjapones@gmail.com

(2) 「まるごと(A1)日本語オンラインコース」のポルトガル語版自習コースの 開講

国際交流基金の日本語学習サイト「みなと」に「まるごと日本語オンラインコース(A1)」の解説言語としてポルトガル語が新たに加わりました。

本コースは、インタラクティブなeラーニング教材で、コミュニケーションのための日本語(聞く、話す、読む、書く)を総合的に学ぶことができます。

下記URLをご参照ください。

URL : <https://www.fundacionjapon.es/jp/Actividades/Lengua-Japonesa/evento/222/marugoto-online-portugues>

(広報文化班より)

今後、当館主(共)催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、cultural@lb.mofa.go.jpまでご連絡下さい。

4. 領事関係

(1) 参議院議員補欠選挙・再選挙及び衆議院議員補欠選挙に伴う在外選挙の実施について

参議院長野選出議員の補欠選挙、参議院広島県選出議員の再選挙及び衆議院北海道第2区選出議員の補欠選挙に伴う在外選挙が下記の日程で実施されます。

在外公館投票日

- ・参議院議員補欠選挙（長野県選挙区）：4月10日
- ・参議院議員再選挙（広島県選挙区）：4月10日
- ・衆議院議員補欠選挙（北海道第2区）：4月14日

在外公館投票の手続きに関しては、以下のリンクをご参照下さい。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>

投票のためのご来館に関し、ご不明な点等ございましたら、在ポルトガル日本国大使館領事班までご連絡下さい。当館連絡先：(21-311-0560)

(2) 新型コロナウイルス感染症について

(ア) 新型コロナウイルスは風邪と同様にせきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、うがい、咳エチケットの徹底、公共交通機関や閉鎖空間でのマスクの着用、なるべく人混みを避ける等の基本的な感染症対策につとめてください。日頃から保健総局のホームページや報道等により最新の情報を入手するようつとめてください。また、大使館ホームページにも関連情報を掲載していますのでご利用ください。

〈参考〉

ポルトガル政府ホームページ（ポルトガル語）

<https://www.portugal.gov.pt/pt/gc22>

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

ポルトガル保健省保険総局新型コロナウイルス総合ページ

<https://www.dgs.pt/corona-virus>

内閣官房ホームページ

<https://corona.go.jp/>

厚生労働省ホームページ（日本語）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(イ) なお、新型コロナウイルスに係る東洋人に対する風評被害（感染者であるかのごとく扱われる被害）等について、お心あたりのある方は、当館領事班へご連絡下さるようお願いいたします。

(3) 日本へ（一時）帰国をお考えの方へ

現在、日本政府は、全ての入国者・再入国者及び帰国者に対し、出国前72時間以内の検査証明の提出を求めるとともに、入国時の検査を実施しており、この措置は当分の間継続されます。

また、3月5日には、防疫強化措置の更なる強化が発表され、3月19日より、検査証明不所持者については、検疫法に基づき日本への上陸が認められないこととなりました。詳細は以下のリンク先をご確認ください。

(3月5日付の強化措置)

https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku_20210305_01.pdf

(3月19日以降の措置)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

さらに、このたび、出国前検査証明の要件が緩和され、厚生労働省が定める同証明フォーマットに検査方法が追加されましたので、今後は以下のリンク先にある「新型コロナウイルス感染症に関する検査証明のフォーマット」をご使用ください。

http://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html

入国時、14日間の公共交通機関不使用並びに自宅又は宿泊施設での待機、位置情報の保存、保健所等から位置情報の提示を求められた場合に応ずること等について誓約書の提出は引き続き求められております。

(4) 日本国内の空港における税関検査上電子申告ゲートの導入

昨年、日本国内の6空港（成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港及び新千歳空港）において、税関手続の円滑化を図ることを目的として、税関検査場電子申告ゲートが導入されました。同ゲートの利用はIC旅券保持者に限られますが、人と人の接触を軽減するものでもあり、新型コロナウイルス感染症対策としても推奨されています。ご利用に当たっては、あらかじめ、以下のリンクから税関申告アプリをダウンロードいただきますようお願いいたします。

<https://itunes.apple.com/jp/app/id1454991621>

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.customs.EGateMobile>

(5) 2021(令和3)年度の手数料 4月1日改定

1. 旅券関係

10年有効旅券の発給	132.00ユーロ
5年有効旅券の発給	91.00ユーロ
同(12歳未満)	50.00ユーロ
記載事項変更旅券の発給	50.00ユーロ
旅券の査証欄の増補	21.00ユーロ
帰国のための渡航書の発給	21.00ユーロ

2. 各種証明関係

在留証明	10.00ユーロ
出生、婚姻、戸籍関係証明	10.00ユーロ
翻訳証明	36.00ユーロ
署名証明	14.00ユーロ
在留届出済証明	17.00ユーロ

(6) 日本語補習授業校、入学希望者募集

リスボン日本語補習授業校及びポルト日本語補習授業校では、2021年度（令和3年度）の入学希望者を募集いたします。

(ア) 募集する児童生徒

- ・幼稚部・年長組：満5歳以上であること。（2016年4月1日までに生まれた子供）
- ・小学1年クラス：満6歳以上であること。（2015年4月1日までに生まれた子供）
- ・小学2～中学3年生

(イ) 入学の基本条件

- ・ポルトガル国在留の日本国籍を有する子女であること。
- ・当該学年の授業成立に必要な日本語能力を有すること。

(ウ) 授業について

- ・授業日：毎週土曜日 午前中（年間40日程度）
- ・学習教科：国語、算数、数学

詳しくは、こちらのリンクをご覧ください。

<リスボン日本語補習授業校>

<https://lisbon-jschool.wixsite.com/lisbon-jschool/blank-2>

連絡先：lisbon_jschool@yahoo.co.jp

<ポルト日本語補習授業校>

連絡先：kyomuportohoshukou@gmail.com（ポルト日本語補習授業校運営委員会）

(7) 安全の手引き

当館ホームページに掲載している「安全の手引き」を更新しました。日常の安全管理にお役立て下さい。

<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100156339.pdf>

(8) 安全対策連絡協議会の実施

例年、対面による会合を実施している安全対策連絡協議会ですが、今年度は感染症拡大の影響により、YouTube 動画による情報発信を実施しました。

(9) 欧州でのテロ等に対する注意喚起

12月1日、外務省の海外安全ホームページに、欧州でのテロ等に対する注意喚起が掲載されましたので、以下のリンク先をご一読の上、安全確保に努めていただきますようお願いします。
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C085.html

(10) 在留届に関するお願い

近年、海外で生活する日本人が急増し、このため海外で事件や事故等思わぬ災害に巻き込まれるケースが増加しています。万一、在留邦人の皆様がこのような事態に遭われた場合には、日本国大使館や総領事館は「在留届」を基に皆様の安否確認や援護活動を行っています。

また、大規模事件・事故、テロ事件、大規模自然災害などの緊急事態発生時、「在留届」を提出いただいた方々には、安全に係る情報を提供しております。

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3ヶ月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務づけられています。もし、皆様のご友人・知人で「ポルトガルに居住しているが、まだ在留届を提出していない方」がおられましたら、届出を行うようご案内下さい。

また、ポルトガル国内で転居、日本への帰国、他国への転出等、在留届の届出事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を下記領事班あてにご連絡いただきますようお願いします。

(11) 第三国出国の際の「たびレジ」登録のお願い

在留届を提出されている在留邦人の皆様は、普段は海外安全情報配信サービス「たびレジ」に登録する必要はございません。しかし、休暇、出張等、第三国にお出かけの際には、是非「たびレジ」の登録をお願いいたします。「たびレジ」に登録すると、渡航先の大使館・総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届きます。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行を含め大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急連絡のメールが届き、安否の確認や必要な支援などを受けることができます。

登録はこちらからお願いします→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(12) 海外に住んでいても、国政選挙への投票が可能に！

在外投票を行うには、在外選挙人名簿に登録し、あらかじめ在外選挙人証を取得しておく必要があります。在外選挙登録申請手続きについては以下のリンク先をご参照下さい。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

(13) マイナンバーカードの取得について～海外から帰国したら～

(ア) あらゆるモノやサービスがインターネットでつながるこれからの時代において、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするためには、安全で確実な本人確認ができることが大前提になります。マイナンバーカードは、そのような時代に不可欠な本人確認ツールであり、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。

(イ) マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、顔写真入りの公的な身分証明書です。また、マイナンバーカードを持っていると、役所に

行かなくてもお近くのコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できます。毎日朝6時半から夜11時まで利用でき、役所の窓口で手続をするよりも手数料が安くなる市区町村もあります(※市区町村によって手数料・サービス内容が異なります)。また、マイナンバーカードを用いて e-Tax による確定申告をはじめ色々な手続や契約を行うことも可能です。2021年3月からは、マイナンバーカードは健康保険証としても使えるようになる予定です。病院や薬局の受付でカードリーダーにマイナンバーカードをかざせば、カードのICチップによりオンラインで保険資格の確認ができるようになります。2021年3月の利用開始時点で全国の医療機関や薬局の6割程度において使えるようになることを目指しており、また、令和5年(2023年)3月末にはおおむね全ての医療機関や薬局においてカードリーダーが導入される予定です。

(ウ) マイナンバーカードが健康保険証になれば、就職や転職、引っ越しをした場合でも保険証の切替えを待たずにマイナンバーカードで医療機関の受診や薬局での受付ができる他、高額療養費の限度額認定証や高齢者の方の高齢者受給者証など健康保険証以外の書類の窓口への持参が不要になります。このように、マイナンバーカードを持つと本人活用が必要になる様々な手続きの場面で利便性が高まるといえます。

(エ) カードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くようお願い申し上げます。

(14) 当館領事業務へのご意見募集

当館では、領事サービスの向上を図るため、皆様からのご意見を募集しています。些細な事柄でも結構ですので、ご意見・ご要望等があれば、お気軽に下記領事班あてにE-mailにてご連絡下さい。

在ポルトガル日本国大使館(領事班)

住所：Avenida da Liberdade 245-6 1269-033 Lisboa

TEL：21-311-0560 FAX：21-354-3975 E-mail：consular@lb.mofa.go.jp